

2023 年度県連構成単組 書記長・新任役員研修会

日 時 2024 年 03 月 23 日(土) 09:00~13:00
場 所 かながわ県民サポートセンター
出 席 者 川崎運送労働組合:竹内・大内
新栄運輸労働組合:若林・岩渕
日新労働組合 :小室
川一産業労働組合:鈴木・嘉川
楠原輸送労働組合:菊地・鈴木
SBSFS 労働組合:櫻井
YBC 労働組合 :太田・三宅・斉藤
県連 :高橋・望月

神奈川県連は、23 日、かながわ県民サポートセンターにて、10 年ぶりの『書記長・新任役員研修会』を開催、7 組合・1 機関 15 名が出席し、県連活動の重点課題、政治活動について、労働組合について、組織拡大と組織強化について、県連福利厚生等について説明がされ、それぞれ意見交換を行いました。

それぞれの自己紹介から研修会がスタート。



高橋県連書記長より、労働組合って？入るメリットは？ない会社との違い？など。わかりやすい形で説明されました。ストライキ権の重要性について、労働組合の形は違うが、ドイツの裁判所の判決にある有名な言葉、『ストライキ権を伴われていない労使交渉は経営者に対する物乞いにすぎない』納得だ！

法政大学藤村教授は、「若手組合員に労働組合をわかってもらう方法を考え」の抜粋から、若年層から見た労働組合って？賛成も反対もしない「よくわからない」と正直な感想だ！

組合離れの原因は、会社の仕事を覚えるのに一生懸命なのに、労組に関する情報は頭にほとんど入らない、人間は、自分が見たいと思っているものしか見えない、聞きたいと思っていることし



か聞こえない。また、消防署に例えた労働組合、消防は緊急時に頼りになる存在、消防署の仕事の中には、火災の発生を未然に防ぐ取り組みがある。起こってから対処するのではなく、起こらないように活動することがより重要。

労働組合も、役員が普段から職場を周り、問題が発生する前に、兆候が出た段階で原因を排除する事は、組合活動は消防署に似ていると。説明されました。

休憩を挟み、運輸労連とはどういう組織？連合・交運労協との関わりなどの活動を紹介。県連活動の重点課題について説明、特に春闘についての取り組みとして、産別という統一要求や、労働条件などの改善を求めている。

また、組合役員として「36 協定」の締結内容については把握してほしい。

上限時間 720 時間の中に法定休日労働は含まないのは法律であるが、組合としては法律以上を求めることも必要だ。

休憩をはさみ、望月書記次長より、組織拡大と組織強化、福利厚生について説明がされました。組織拡大と組織強化については、神奈川県連の登録状況や、未組織の組織化とともに産別未加盟の組織化の取り組みとして、16 企業のターゲットリストをもとに情報提供を求め、さらに、毎月9日を中心に『運輸の日』を設定し、具体的な取り組みを展開している。

組織強化については、運輸労連中央本部において『第5回組織強化研修会』が開催されている。その内容について説明がされました。

- ① 時間外労働の算出(再確認)について、基本給の他、算出基礎に入る手当について把握しているか？いくつかの手当てについての性質を知ることが大事、その性質が『労働基準法第37条および施行規則第21条』に明示されている手当を除いたも



のは全て算出基礎となる。

- ② 説例から、実際に数字を当てはめて時間外の計算を行ってみた。多くの企業では、基本給と手当、出来高の歩合給の構成から出来ている。ここで注目しているのは、歩合給から時間外を出しているのか？歩合給の中での60時間以内と超の部分の掛け率が違う事、もちろん基本と手当からの、60時間未満と超でも違う事。企業の明細書がどのような記載になっているのか？「歩合給にすべて計算されて、その分は入っている」という説明はだめ。その分を含めた再計算となる場合があるので注意が必要。



福利厚生については、運輸労連の『運輸共済』は、わずかな金額で組合員と家族、風火水害の保障がある共済。『運輸労連新年金共済』については、最も安全で効率の良い共済制度、老後の蓄えとしても組合員へ情報提供をしてほしい。

また、神奈川県連宿泊保養施設の利用も今期より、『伊豆長岡温泉京急ホテル』も利用可能になり、すでに3組のご家族が利用している。あまり知られていない様なので、単組内での教宣してほしい。

全体を通じて、質疑が行われ終了しました。